

発表事項

1 令和5年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

2 支払基金定款の一部変更の認可

3 令和5年7月審査分の審査状況

4 令和5年8月審査分の特別審査委員会審査状況

支払基金定款の一部変更の認可

社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更について、厚生労働大臣の認可をいただいたものである。

認可事項	認可日
社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更	令和5年8月29日

【定款の変更内容】

オンライン資格確認担当の理事長特任補佐の新設にあたり、理事長特任補佐の定款上の人数を変更

(理事長特任補佐)

第16条 この基金に、理事長特任補佐2人以内を置くことができる。

2 理事長特任補佐の選任及び解任は、理事会の議決を経て理事長がこれを行う。

3 理事長特任補佐は、この基金の特に重要な課題について、理事長の命を受け理事長を補佐する。



第16条 この基金に、理事長特任補佐3人以内を置くことができる。

2・3項 変更なし